

特例貸付

受付期間・申請書類・書き方・決定通知・返済方法 について

【受付期間】

種別	申込期限
緊急小口資金	令和4年3月31日（木）
総合支援資金（初回貸付）	令和4年3月31日（木）
総合支援資金（再貸付）	窓口提出の場合：令和3年12月28日（火）17：00 郵送提出の場合：令和3年12月31日（金）消印有効

【申請書類について】

ダウンロードで書類を印刷しご提出ください。ダウンロードが難しい方には、郵送で対応しております。鶴見区社会福祉協議会までご連絡ください。

<ダウンロード先>

- ・緊急小口資金・総合支援資金は[コチラ](#)
- ・再貸付は[コチラ](#)

【書き方について】

来所による記入は予約制となっております。鶴見区社会福祉協議会まで事前にご連絡ください。なお、電話相談は平日9～17時で受け付けております。

【決定通知書について】

緊急小口資金は原則送付されますが、総合支援資金・再貸付の決定通知書は送付されません。ご希望の場合、審査元である神奈川県社会福祉協議会からの送付となるので、下記へご連絡ください。

<社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課>

連絡先：045-534-6082（平日9～17時受付）

【返済方法及び償還免除について】

[コチラ](#)をご参照ください。

※住民税非課税による償還免除の手続きは、償還開始前（据置期間中）に、社会福祉協議会から借受人の方へ直接ご案内いたしますので、それまでお待ちいただくようお願いいたします。

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会
TEL：045-504-5619（平日9～17時受付）